

農林水産委員会会議記録（第3号）

令和6年 3月 8日

福島県議会

1 日 時

令和6年 3月 8日（金曜）

午前 11時 開議

午後 0時 散会

2 場 所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	水野透	副委員長	佐藤徹哉
委員	亀岡義尚	委員	満山喜一
委員	椎根健雄	委員	宮本しづえ
委員	伊藤達也	委員	半沢雄助
委員	木村謙一郎		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開く。

本日は、昨日に引き続き、当初予算関係議案の審査を行う。

議案の説明が終了しているので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

新年度予算のうち、復興関連予算は幾らか。あわせて、復興関連予算に占める公共事業費の金額を聞く。今すぐ分からないのであれば資料を提出願う。

水野透委員長

今ほど宮本委員から資料でもよいとの発言があったが、回答は可能か。

農林総務課長

申し訳ないが、令和6年度予算における復興関連予算等の内訳については、確認の上、追って資料を提出したい。

水野透委員長

お諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認める。

執行部においては、来週12日の委員会までに提出願う。

宮本しづえ委員

次に、市町村や各種協議会などの系統を通さずに農家やグループへ直接交付される支援金がどの程度あるのか個人的に関心を持っている。これについても今すぐ分からなければ資料を提出してもらいたいが、どうか。

農林総務課長

今ほどの内容についても、改めて確認の上、資料にて回答したい。

水野透委員長

お諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認める。

執行部においては、来週12日の委員会までに提出願う。

宮本しづえ委員

今の質問にも関わるが、農5ページの中山間地域等直接支払事業が約14億8,000万円計上されている。条件の悪い急傾斜地で営農する農家に対して支払われるものだと思うが、対象面積に対してどの程度の割合を見込んでこの金額を計上したのか。

農村振興課長

中山間地域等直接支払事業について、水田の場合の対象は傾斜地の勾配が20分の1以上だが、緩傾斜のである勾配100分の1以上は市町村が認定するほか県の特認などもあるため、全体の対象面積を示すことはできない。なお、多面的機能支払交付金の対象面積を分母とすれば、約11.5%を対象としている。

宮本しづえ委員

多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金は併用できないと聞いているが、多面的機能支払交付金の対象面積のうち11.5%分を予算計上しているとの理解でよいか。

確かに市町村が独自に認定している部分もあるため、全体の対象面積が把握できないのだと思うが、国の要件を満たしている面積は分かるのか。

農村振興課長

まず、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金は、併用しての受給が可能である。また、多面的機能支払交付金の対象面積を分母とすれば、約11.5%に相当する1万5,780ha分の金額を新年度予算に計上している。

宮本しづえ委員

1万5,780haが多面的機能支払交付金の対象面積の11.5%であるとの理解でよいか。

農村振興課長

そのとおりである。

宮本しづえ委員

先ほども質問したように、予算の中で農家へ直接支給される交付金が非常に少ないと思っており、その中で多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金は、農家や地域にとって非常にありがたい重要な施策だと認識している。その意味では、予算額が対象面積の11.5%ではやはり少ない。条件不利の地域でも頑張っている農家を直接支援できる国が認めた制度であるため、これらを積極的に活用することで遊休農地の減少にもつながっていくと思う。

しっかりとした目標を持って取組を拡大していくことが必要だと思うが、積算根拠を聞く。

農村振興課長

先ほども答弁したように、予算額は多面的機能支払交付金の対象面積を分母とす

れば約11.5%分だが、中山間地域等直接支払交付金は、地形勾配が100分の1以上などの要件があるためかなり限定される。明確な数値は回答できないが、おおむね6～7割程度はカバーされていると推測している。

宮本しづえ委員

中山間地域については6～7割程度カバーできているとのことだが、もっと高くてもよいと思っている。本県は、実は遊休農地が全国一多い県である。その原因について、ある農業関係者から、本県は条件が悪くても何とか頑張って耕作していたが高齢化によってそれが困難になり、結果的に遊休農地が増えてしまっているのではないかとの話があった。数値上は遊休農地が多くなっているが、本県の農家はこれまで非常に頑張ってきたと評価すべきであり、これまでの努力の結果、ある意味現在の農業を取り巻く象徴的な状況が起きていると見るべきだと思う。

そのため、支援の方法について本気で考えていく必要があり、本県の現状も踏まえて直接支払制度をもっと積極的に活用していくべきだが、活用が増えない1つの要因として、5年間営農を継続しなければならないことがネックになっているのではないかと考えている。この点について、県はどう考えているか。

農村振興課長

中山間地域等直接支払事業は、条件不利な中山間地域でできるだけ長く営農を継続してもらうため、その不利性に対し直接的に支援していく制度である。確かに、地元からも5年間の営農継続は困難との話があるが、草刈りなどの保全管理をするだけでも事業対象となるため、まずは市町村に相談してもらうよう案内している。あわせて、機会があるたびに地元の声を国へ情報提供していきたいと思っている。

宮本しづえ委員

今の答弁の内容については周知を図ってもらう一方、農家は非常に高齢化しており、やはりその要件があると二の足を踏んでしまうため、どうしてもこの制度に手を挙げるができない。途中で営農継続を断念した場合でも交付金を返還させるべきでなく、また、それをカバーするような何らかの仕組みを用意しなければこの制度も生きてこないと思っているが、その必要性を県は考えたことがあるか。

農村振興課長

やむを得ない事情によって営農あるいは保全管理もできなくなった場合、遡って補助金を返還する必要はない。要件の変更については全国一律の制度であるため難

しいが、県としては、5年以上営農継続できるための支援、例えば関係人口の創出や事務の外部委託先の確保、さらには研修会などの開催を通して、できるだけ長く営農を継続できるよう支援していきたいと思っている。

宮本しづえ委員

日本全体が非常に不利な状況の中で営農を強いられているため、それらも考慮に入れ、国が動かなければ県としてしっかり農家を支援することが重要だと思う。この点についてはぜひ検討願う。

次に、農8ページの地域計画策定・実現加速化支援事業について、1筆ごとに5年後の耕作者を明らかにする計画の策定が市町村に義務づけられたと聞いているが、根拠法令を聞く。

農業担い手課長

地域計画の根拠法令は、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法であり、それに基づいて現在取り組んでいる。

宮本しづえ委員

計画策定は市町村の役割だが、実際の取りまとめは誰が行うのか。

農業担い手課長

地域計画は、地域での話合いの結果に基づいて素案が作られ、最終的に市町村が策定、公表する流れになる。

宮本しづえ委員

現実的に考えて、1筆ごとに5年後の耕作者を決定することが可能なのか。5年後には健康状態が悪化して経営、耕作を委託しているかもしれず、現段階でどうなるか誰にも分からない。5年後を想定することは非常に難しく、この国の方針は非常に疑問に思う。

地域計画が策定されない場合、農家や市町村はどのような不利益を被ることになるのか。

農業担い手課長

地域計画については、令和6年度内の策定に向けて現在各市町村で取り組んでおり、工程表に基づいて管理しているところである。

策定しない場合のデメリットについてだが、現在策定に向けて進めているところであり、そのような想定はしていない。

宮本しづえ委員

策定した計画と現実との間には恐らく相当の乖離が生じていると思うが、それは問題ないのか。

農業担い手課長

地域計画では、全ての農地における10年後の担い手を定めることになるが、10年後の担い手がまだ不明な農地は検討中として策定することになる。検討中の農地については、今後話合いを行っていく中で計画を修正しながら進めていく。

宮本しづえ委員

5年後だと勘違いしていたが、10年後となるともっと予測ができないため、相当検討中が出てくると思う。

国が市町村に計画策定を求めている理由として、担い手不足に危機感を持っていると同時に、農地集積をさらに促進させる思惑があると思う。予算の中には、農地中間管理機構に対する支援が様々な事業にちりばめられているが、当機構は農地集積を促進するための直接的な実施機関であるため、地域計画と当機構への支援強化は、まさに一体的に進められていくものだと理解している。

今すぐ分からなければ後で資料を提出してもらっても構わないが、農地中間管理機構への支援の総額を聞く。

農業担い手課長

農地中間管理機構に対する支援事業については、農7ページの農地利用集積対策事業費の中の農地利用集積対策事業が該当する。

宮本しづえ委員

農地中間管理機構に対する支援は様々な事業に含まれていると思っていたが、この事業のみと理解してよいか。

農村基盤整備課長

農25ページの農地中間管理機構関連農地整備事業について、これは圃場整備事業だが、整備の前に全ての農地を農地中間管理機構に集約してから再分配することによって、整備に係る農家負担金を国が支援する制度である。そのため、広義では支援事業に含まれる。

宮本しづえ委員

この事業も農地中間管理機構への集約を前提にした圃場整備であるため支援事業

の一環だと思うが、それ以外にはないのか。

農業担い手課長

そのほか、被災12市町村を対象とする被災地域限定の促進事業等もある。なお、改めて整理した上で資料を提出したい。

水野透委員長

お諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認める。

執行部においては、先ほどの件と併せて12日の委員会までに提出願う。

宮本しづえ委員

次に、農20ページの飼料価格高騰対策事業は、これまでも実施してきた事業だが、内容は基本的に以前と同様と考えてよいか。

全国調査によると、酪農家の85%近くが赤字であり、そのうち4割が月100万円以上の赤字を抱え、6割が離農を検討していると回答しているようである。この極めて深刻な状況に対してどう支援していくのかが今問われており、このままでは本県の酪農は立ち行かなくなってしまう。

12月定例会で1頭当たり2万円を交付する補助事業を議決したが、北海道が7,000円、国が1万円の補助である中で本県が2万円を補助する意味は大きく、非常に評価している。しかし、1頭当たり10万円の赤字となっている現状から見たら全く足りない。

廃業、離農させないための支援策を本気で検討する必要があると思うが、対策はこれで十分との認識なのか。

畜産課長

飼料価格高騰対策事業について、畜産経営は今後も非常に厳しい状況が続く見込みであることから、来年度も配合飼料と輸入粗飼料の購入経費を一部支援していく。なお、委員指摘の福島県酪農経営負担軽減対策事業の進捗状況については、今月中に事業費の約8割を実施主体に概算払いできるよう手続を進めている。

また、中央酪農会議のアンケート調査の結果では、非常に経営が厳しい酪農家が

85%以上だったが、その後乳業メーカーと生産者団体との交渉の中で、8月と11月に乳価が1kg当たり10円ずつ上がっているため、生産者もその分は収入が増えている状況である。

宮本しづえ委員

乳価が20円上がったことで経営的に採算が取れるのかが問題だが、それについてはどうか。

畜産課長

乳価については、生産者と乳業メーカーとの交渉の中で決まっていくものであるため、我々も今後の交渉の行方を注視している。また、特に配合飼料価格の高騰に対しては国のセーフティーネットも働いているため、それについても注視しながら、先ほど話があった福島県酪農経営負担軽減対策事業と今回の飼料価格高騰対策事業により酪農家支援を進めていきたいと考えている。

半沢雄助委員

農4ページの第三者認証GAP等取得促進事業に関して、「福、笑い」のブランディングに力を入れていくために耕作面積を今後広げていくと聞いている。一方、GAP認証の取得は農家のノウハウも含めてハードルが高く、対応する行政側の負担もそれなりに大きいようだが、この事業を具体的にどう推進していくのか。

環境保全農業課長

GAP認証の推進については、認証に要する経費支援を行っている。あわせて、指導員の育成についても支援しており、現時点で約1,400名の指導員を確保し、県内で活動してもらうことにより推進を図っている。

また、方向性として、JAの生産部会等を対象にした団体認証をより重点的に推進することとしているが、事務局員の負担軽減も必要になることから、今年度から新たにGAP推進員を県内に配置して支援に当たったところである。

半沢雄助委員

引き続き今後の動きを注視していきたい。

次に、灌漑用水の水利施設がある地域などでは、既に稲作を行っていても水利関係の負担金が発生し、家計を圧迫しているとの話をよく耳にしている。中山間地域関係の事業で一定の交付金があるにしても、草刈りなどで経費がかかり、結局赤字になってしまうようだが、その辺りの実態をどこまで把握しているのか。あわ

せて、支援策があれば聞く。

農村振興課長

山腹の水路などについての指摘と思うが、受益である農地の全面積が耕作されていない場合は支援制度がなく、ある程度の負担はやむを得ないのが現状である。ただし、先ほど答弁したように、中山間地域等直接支払交付金は草刈りをするだけでも対象になるため、集落全体で協働しながら、それらの支援制度を活用してもらいたいと考えている。

半沢雄助委員

次に、新規就農者の支援事業に関して、大本は国が実施している事業だと思うが、申請時期が年度末に近い1月頃、審査結果が決定されるのが翌年度8月頃、最終的に支援金が入るのが11月頃になり、申請してから支援金を受け取るまでの期間が非常に長いため、ほぼ1年間は何もできずに終わってしまうとの話を聞いている。支援を手厚くするためには対応の迅速化が必要だと思うが、この点についてはどうか。

農業担い手課長

新規就農者に対する支援措置については、経営開始資金として年間150万円を支援する事業等を実施しているが、委員指摘のように、この事業は申請から交付まで時間がかかるとの声がある。国の交付決定に時間がかかっているため、この点については県としても国へ要望している。

半沢雄助委員

可能かどうかは別にして、例えば国で交付決定された段階で、県が前倒しして支給し、後から国の交付金で補填する方法はどうか。

農業担い手課長

交付決定になれば、県としても速やかに事務を進めている。

半沢雄助委員

8月頃に国で交付決定されても実際の支給が11月頃になるのであれば、交付決定された時点で前倒して県から支給できないかと思って質問した。そもそもの認識の間違いがあれば指摘願う。

農業担い手課長

国の交付決定が令和5年度は3回ほどあったが、交付決定があり次第手続は進めている。国の交付決定の時期が非常に遅いために手続できないのが実態である。

半沢雄助委員

迅速に対応してもらえよう国に要望中のことであるため引き続きよろしく願う。

最後に、私の地元で、畜産業者と連携して飼料用の稲を育て、貯蓄型の飼料を作る事業を実施しており、たしかホールクロップ……

水野透委員長

半沢委員に述べる。本日は当初予算関係議案に対する質疑であるため、一般的事項であればその際に質問願う。

ほかにないか。

椎根健雄委員

何点か質問するが、その前に、3月4日、農業振興課の二宮課長が亡くなったとこのことで御冥福をお祈りする。二宮課長においては、震災以降、農林水産業が大変混乱する中で、モニタリング事業や農業改良普及など本県農林水産業の発展のために長年尽力してもらった。それらに対して感謝を述べ、質問に入る。

農3ページの福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業は、市場調査を行って生産から消費までの一体的な計画を策定するための事業であり、今回約4,150万円計上されているが、一部新規とのことであるため詳細を説明願う。

農林企画課長

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業は、昨年度から実施している事業であり、県内3産地において、ならではのプランの策定を進めてきた。令和6年度は、今年度策定したならではのプランに基づいた実践支援についても新たに補助することとしている。

椎根健雄委員

次に、農39ページの最下段、花粉の少ない森林づくり事業について、私も今の時期は花粉症で大変である。花粉の少ない優れた成長形質を持つ苗をモデル的に植える事業として継続的に実施してきていると思うが、これについても一部新規とのことであるため詳細を聞く。

森林整備課長

新規分については、花粉の少ない森林づくりモデル事業と称し、水源地域の民有林において杉人工林を伐採し、花粉の少ない苗木などを植える内容となっている。

民有林の場合、本数は通常1 ha当たり3,000本だが、その後の下刈り等の負担軽減を考慮し、2,000本でモデル的に実施する事業である。

椎根健雄委員

次に、農12ページの鳥獣害対策費が約3億9,280万円計上されているが、整理予算審査の際、イノシシ捕獲のための事業であるほか、人材育成についても含まれていると説明があった。地域の力で進める！鳥獣被害対策事業は地域での人材育成、鳥獣被害対策強化事業は市町村職員の人材育成であるようだが、その点についてももう少し具体的に説明願う。

環境保全農業課長

まず、地域の力で進める！鳥獣被害対策事業は、主に国の交付金によって行う鳥獣被害対策をベースとした事業である。この中の人材育成については、担当となった市町村職員などの資質向上のため研修を実施している。あわせて、モデル集落を各農林事務所、農業振興普及所に設置し、そのモデル集落における地域の人材育成も含まれている。

2つ目の鳥獣被害対策強化事業は、市町村へ専門職員を新たに配置することによる人材育成事業であり、専門学校生や動物に関心のある学生に対してモデルツアーや実践研修の場を設け、実際の体験を通じて関心を持ってもらい、市町村とのマッチングを進めていく内容になっている。また、新たに市町村に配置された専門職員に対する人件費の一部補助も行っている。

椎根健雄委員

イノシシは一時期かなり増えていたが、減少傾向との理解でよいか。最近では猿が増えてきているとの話もあるが、イノシシの動向を聞く。

環境保全農業課長

イノシシの生息状況について、現時点では捕獲状況からの推測になるが、ピークだった令和2年度から4年度にかけては毎年度ほぼ半減で推移している。今年度は現在集計中であり正確な数値は分からないが、市町村によっては昨年度並み、あるいは昨年度よりもやや多い傾向にあると聞いている。

椎根健雄委員

最後に、農44ページの栽培漁業振興対策費の3さけ資源増殖事業について、東日本大震災以降放流できなかったからなのか温暖化が原因なのか分からないが、サケ

が獲れない状況が続いている。最近の状況が分かれば聞く。

水産課長

サケについては、海面での漁獲と河川への遡上数の合計で推移を見ているが、震災後のふ化場の被災による放流数の減少や、沿岸水温の上昇でサケが本県沿岸まで南下できない状況が続いている。放流尾数が十分に確保できないために現在は海面での漁獲がほとんどなく、河川も過去には20万尾程度捕獲できていたが、令和3年が1,400尾、4年が2,000尾程度と極端に減少している。

椎根健雄委員

引き続き放流事業をしっかりと進めてほしい。

また、同ページの栽培漁業振興対策事業について、アワビとヒラメの状況を聞く。

水産課長

栽培漁業振興対策事業の中で、ヒラメとアワビを相馬市の水産資源研究所において生産しており、生産者は福島県栽培漁業協会である。ヒラメについては、現在は計画どおり8～10cm程度の種苗100万尾を海面に放流している。

アワビについては、30万個の生産を目標としているが、海水温の上昇などにより飼育期間が長くなり、計画どおりにいかない年が散見される。現在は5万～10万個程度を毎年放流しており、不足分については、関係漁業者の要望に応じて他県から確保している。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で当初予算関係議案に対する質疑を終結する。

本日の委員会は以上で終わる。

3月12日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、一般的事項に対する質問である。

これをもって散会する。

(午後 0時 散会)